



住民生活課 お知らせ

お問い合わせ
☎63・3800

人権相談・行政相談・ 心配ごと相談合同相談所 開設のお知らせ

6月21日(月)、人権相談・行政相談・心配ごと相談の合同相談所を、日高町保健福祉総合センター12階会議室で午後1時から4時まで開設します。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。

相談員は、社会福祉協議会会長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員、弁護士の方々です。

詳しくは、日高町社会福祉協議会(☎63・2751)まで。

人権擁護委員を ご存知ですか

6月1日は人権擁護委員法が施行された日です。

全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行されたこの日を「人権擁護委員の日」と定め、特設人権相談所を開設したり、地域住民のみなさまに人権への理解を深めてもらう活動に取り組んでいます。

次のとおり、特設人権相談を開設します。一人で悩まず相談してください。

日 時 6月1日(火)

午後1時～4時

場 所

日高町保健福祉総合センター

内 容

悩みごと・困りごと・人権相談。相談は無料で、秘密は守られます。

ごみは決められた日に 決められた場所に 出しましょう

●収集日以外の日に、ごみが出されていない

●通りすがりでごみを出している
くので、地元の人のごみが入らない

などといった内容の声がよく役場に寄せられます。ごみ集積場は、地元で管理する地元の方のためのかごです。ごみは、お住まいの地区で出すようにしてください。

また、収集日以外にごみを出されると、不法投棄のもととなったり、地区の環境も悪くなったりします。ごみは、お住まいの地区で、決められた日・決められた時間・決められた場所に出しましょう。



子育て福祉健康課 お知らせ

お問い合わせ
☎63・3801

児童手当制度は ご存知ですか？

●支給対象

0歳から15歳(中学校修了前)までのお子さまを養育されている方に支給します。

お子さまが児童福祉施設等に入所されている場合、このお子さまのご両親は児童手当を受けられることが出来ません。

●支給月

原則として、毎年度の6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

●届出が必要なとき

・支給対象となるお子さまが増えた、もしくは減った

- ・受給者、もしくは養育しているお子さまの住所や氏名が変わった
- ・受給者が公務員になった、もしくは公務員でなくなった
- ・振り込み口座が変わった

(受給者名義の口座に限ります)

●支給額

	養育されている方の所得が	
	所得制限以下の場合 (月額)	所得制限を超える場合 (月額)
養育されているお子さまが	0～3歳未満	15,000円
	3歳～ 小学校修了前	第1子・第2子 10,000円 第3子以降 15,000円
	中学校	10,000円

右記の他に、児童手当を受けている方は**現況届**を提出する必要があります。

詳しくは、子育て福祉健康課
(☎63・3801)まで。

第二子以降の保育料が 無料になります

保育所入所にかかる保育料は、第二子から無料となります。ただし、第二子は所得制限があり、両親の町民税所得割額が5万7千7百円未満の世帯のみが対象となりますのでご注意ください。

病院内保育所や町外の幼稚園などへの通園も同様に対象となります。幼稚園の場合の所得制限は税額が異なりますのでお問い合わせください。

第二子以降にかかる保育料無料化の適用をうけるためには、役場への申請が必要です。

詳しくは、子育て福祉健康課
(☎63・3801)まで。



風しん予防接種の 費用を助成します

妊婦、とくに妊娠初期の女性が風しんにかかる、生まれてくる赤ちゃんが、耳が聞こえにくい、目が見えにくい、生まれつき心臓に病気があるなど「先天性風しん症候群」という病気にかかってしまうことがあります。

予防のためには、妊娠する可能性のある女性は事前に予防接種を受けておくことが大切です。また、パートナーの方も風しんを発症しないよう注意しておく必要があります。

日高町では、妊娠を希望している女性と、妊婦または妊娠を希望する女性の配偶者への風しん予防接種または、麻しん・風しん混合予防接種の費用を助成します。

《対象者》

日高町に住所を有する方で、左記の事項に該当する方

●19歳～49歳の妊娠を 希望している女性

※接種を希望する方は、妊娠していない時期に接種し、接種後2か月間は妊娠を避けることが必要です。

●妊婦または妊娠を希望する女性の配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含む)

《助成期間》

令和4年3月31日まで

《助成方法》

●助成券の発行による助成

子育て福祉健康課へ申請して無料接種券・予診票の交付を受けてください。次に、医療機関に予約し、それらを持参して接種を受けてください。

◇申請に必要なもの…印鑑(母子健康手帳(妊娠してる女性の夫))

●償還払いによる助成

接種完了後、医療機関に接種費用をお支払いください。